

サービック本社に三つの申し入れ！

5月10日、サービック本社に以下の三つの申し入れを行いました。

1. 休業である「自宅待機」に業務指示を出せないにもかかわらず、これまで業務指示で課題提出を強要したことを認め、謝罪すること。 萩原、柿本組合員に対する課題未提出を理由として「自宅待機外し」を行ったことを認め、謝罪すること！

4月21日、サービック本社との団体交渉において、自宅待機は雇用調整助成金を受給しており、休業であることが判明しました。しかし、第一事業所や鳥飼事業所では、休業である自宅待機に業務指示を出して課題提出を強要しています。よって、昨年4月からの休業（自宅待機）に対して、業務指示により課題提出を強要した事実を認め、謝罪することを申し入れました。

また、萩原組合員と柿本組合員に対する課題を提出しないことを理由とした「自宅待機外し」の事実を認め、謝罪することを申し入れました。

2. 定期健康診断を労働時間にすること。

サービックは、労働安全衛生規則第44条に基づく定期健康診断を実施しますが、受診は自己の時間となっています。厚労省は「円滑な受診を考えれば受診に要した時間の賃金は事業者が支払うことが望ましい」と事業者の努力義務を要請しています。また、約500名もの受診者がいる新大阪地区の受診期間が3日間と短いので、5日間とすることを申し入れました。

3. 早急に「自宅待機」と「検温」を実施すること。

第一事業所における「教育」は中止して「自宅待機」とすること。

現在、大阪府をはじめ6都府県に緊急事態宣言が発令されています。しかしサービックのコロナ感染拡大防止の取り組みは不十分であるため、自宅待機と検温の早急な実施を申し入れました。また、第一事業所では、緊急事態にもかかわらず、直ぐに実施する必要のない教育を自宅待機よりも優先して実施しているため、教育を中止して自宅待機を実施することを申し入れました。